

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年十二月二十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一七―〇―一四一

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表外務省の部内部部局の項中「国際報道官」を「国際報道官 国際保健戦略官」に改め、「国際保健政策室長」を削る。

別表文部科学省の部内部部局の項中「国際企画室長 大学改革推進室長」を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「主任中央需給調整事業指導官 派遣・請負労働企画官」を「労働市場基盤整備室長 主任中央需給調整事業指導官」に、「又は援護企画課」を、「援護企画課又は年金局総務課」に改め、「戦没者遺骨鑑定推進室長」の下に、「システム室長、会計室長」を、「及び施設管理室」

の下に「、会計室」を加え、「人事調整専門官」を「人事調整専門官 予算専門官」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「農地集積促進室長」を「農地集積・集約化促進室長」に改める。

別表水産庁の部内部部局の項中「指導室長」を「指導室長 水産流通適正化推進室長」に改める。

別表備考第一項中「令和四年八月三十一日」を「令和四年十一月三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。